

一般社団法人岩手県ドローン協会 会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人岩手県ドローン協会（以下、「当協会」とする）の会員の権利義務、会費、入退会等、社団の運営の基本事項や、当協会が提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員）

本規約を承諾の上、当協会所定の様式による入会申し込みを行い、理事会が承認した者を会員とする。

第3条（サービス）

1. 当協会が主催する講習会、講演会、イベント等に参加
2. 業界情報の配布
3. 当協会の活動資料等の配布
4. 国土交通省への許可申請代行（会員 25,000 円・非会員 40,000 円）
5. 災害時応援派遣または安全講習の依頼
6. 飛行訓練及び飛行エリアの提供

第4条（本会員規約の変更）

1. 本協会は、将来にわたってサービス内容及び料金を含め、本規約の一部を会員の承諾を得ることなく変更することがある。この場合には、サービスの提供条件は変更された本規約において規定するところによるものとする。
2. 本規約を変更するときは、当協会はその内容を会員情報に基づき配布、または配信にて明示する。会員は、当該通知が行われた日に変更された本規約に合意したものとみなす。

第5条（申し込み）

入会を希望する者は、当協会所定の様式による入会申込書に必要事項の記入を行い、郵送することで入会を申し込むものとする。

第6条（入会申し込みの不承認）

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがある。

1. 入会申込書の記載内容に、虚偽の記載、記入漏れのあった場合
2. 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
3. 過去に会員規約違反等により、当協会から会員資格を取り消されたことがある場合
4. 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著

- しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき
5. その他、当協会が会員とすることを不適当と判断した場合

第7条（会計年度）

当協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条（会費および支払方法）

1. 年会費は会計年度期間内において年額60,000円とする。
2. 会費は年会費制とし、原則として、当協会発行の請求書による前納一括払いとする。

第9条（会費等の払い戻し）

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず返還しないものとする。
第12条、第13条の場合にも同様とする。

第10条（有効期限）

1. 本規約に基づく会員契約期間は、第7条に定める会計年度の始まりより1年間とする。
2. 期間満了の3ヶ月前までに、会員から当協会に対し書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

第11条（変更の届け出）

1. 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続を行うものとする。
2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合でも、当協会はその責任を一切負わないものとする。

第12条（退会）

会員は、当協会所定の手続きにより、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会の1ヶ月以上前に当協会にたいして予告するものとする。

第13条（会員資格の取り消し）

当協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員の承諾を得ることなく会員たる資格を取り消すことができるものとする。

1. 当協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員として品位を損なう行為があったと当協会が認めた場合
2. 会費の支払いが会期開始日より3ヶ月以上遅滞した場合

3. 法令若しくは公序不良に反する行為を行った場合
4. 虚偽の情報の掲載や第三者の権利を侵害すると認められる場合
5. 本規約またはその他当協会が定める規約に違反した場合
6. その他、当協会が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

第14条（権利帰属）

1. 当協会が提供するサービスに含まれる情報やノウハウの著作権は全て当協会に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用してはならない。
2. 会員は、当協会の事前の承認なしに、当協会から提供される情報を複製、転載、編集、加工、発信等してはならない。
3. 前2項は、会員資格取り消し後であっても適用されるものとする。

第15条（個人情報の取扱い）

当協会は、会員より申し込み時に提供された個人情報を、当協会が定める個人情報保護方針に沿って、サービスの提供、各種情報の提供を目的とする場合にのみ使用するものとする。

第16条（損害賠償）

1. 当協会は、サービスの内容、提供中の事故等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者との損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとする。
2. 会員はサービスの利用に基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に当協会を当事者等として関与させないことに同意するものとする。
3. 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとする。

第17条（適用法）

当協会がサービスの提供に際して適用する法律は日本の国内法とする。

第18条（専属的合意管轄裁判所）

当協会と会員の間で、訴訟の必要が生じた場合、盛岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上